

Ⅲ 事務処理編

6 初期消火器具

(1) 初期消火器具の取扱訓練

これまでに、消防局の補助事業を活用した自治会・町内会を対象に訓練実施の働きかけを実施します。

ア 実施手法

(ア) 横浜市民防災センターで実施する防火・防災体験会への参加の呼びかけ

地震や風水害の怖さを身近に感じていただくとともに、災害時の適切な行動や、火災が起こった際の初期消火として大変有効である初期消火器具の取扱いについて、学んでいただく防火・防災体験会（予防課主催で実施）

※ 実施概要は通知を参照してください。

(イ) 消防署主催による合同訓練会又は取扱指導会

(ウ) 自治会・町内会単位での訓練の実施

イ その他

やむを得ず訓練実施が困難な自治会・町内会に対しては、初期消火器具の取扱動画の視聴など、訓練の代替えとなる取り組みを進めてください。

【参考】動画について

よこはま防災e-パーク⇒学習動画一覧⇒火災
⇒初期消火器具の取扱い方法

Ⅲ 事務処理編

(3) 報告

ア 四半期報告（翌月10日までに報告をお願いします）

※ 必要に応じて、依頼することがあります。

イ 報告方法

AINET「予防のトビラ」から報告をお願いします。

ウ 報告様式

AINET「予防のトビラ」に掲載している様式から報告をお願いします。

(4) 参考資料（通知、様式など）指導教材は、Ⅱ実践編に掲載しています。

資料名	内容	保存場所
初期消火器具の更新、新規設置及び取扱訓練の推進について(通知)		AINET「予防のトビラ」
自治会・町内会への防火・防災体験会の周知について(通知)		
報告様式		
よこはま防災e-パーク(職員用ページ)	防火・防災普及啓発マニュアルや指導用教材を掲載しています。	参考リンク： よこはま防災e-パーク
令和7年度防災活動等参加者に対する傷害保険及び賠償責任責任保険の加入について(通知)		AINET「予防のトビラ」

Ⅲ 事務処理編

(2) 初期消火器具設置補助事業

ア 概要

自治会町内会が初期消火器具を設置・更新(器材全て又は一部)する費用に対し、補助金を交付します。

(3) 補助対象団体

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

ア 地域に消火栓がある。

イ 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。

ウ 取扱いに関する訓練等を定期的の実施できる。

(4) 補助対象となる器材

補助対象となる初期消火器具は、初期消火箱、スタンドパイプ式初期消火器具及びこれらを構成する器材です。

※ 仕様などについては、補助金交付の手引きをご覧ください。

Ⅲ 事務処理編

(5) 補助の対象経費

補助の対象経費については、下記のとおりです。

- ア 初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置※1の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限20万円/1件）
- イ 初期消火器具の一部更新設置※1※2の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限7万円/1件）
- ウ 横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の9/10に相当する額（上限27万円/1件）

※ 令和7年度から新たに追加された補助メニューになります。

Ⅲ 事務処理編

※1 更新設置とは、自治会町内会が所有する初期消火器具が、経年劣化等を理由に使用が困難になった場合に同じ場所に新たな初期消火器具を設置することをいいます。

※2 一部更新設置とは、消防用ホースなどの器材の一部更新や、既に自治会町内会が所有して初期消火箱への新たな資機材（スタンドパイプや台車等）を追加することをいいます。

※3 所有している消火栓開閉キーが旧型の場合、新型消火栓の蓋を開けられない可能性があります。既存の初期消火器具直近の消火栓が新型消火栓に変更されている場合は、新型消火栓開閉キーへの更新も補助対象としています。

Ⅲ 事務処理編

(6) スケジュール

4月：市連会にて初期消火器具補助事業について案内（予防課対応）

4月：区連会にて初期消火器具補助事業について案内（消防署対応）

4月～9月：補助金申請の受付

10月頃：交付決定通知書交付

11月頃～3月末：交付決定を受けた自治会町内会は初期消火器具を設置
→補助金交付

(7) 受付要領

初期消火器具補助金交付の手引きを確認してください。

※ A I N E T「予防のトビラ」に掲載されています。

Ⅲ 事務処理編

(4) 参考資料（通知、様式など）指導教材は、Ⅱ実践編に掲載しています。

資料名	内容	保存場所
初期消火器具整備補助事業補助金交付の手引き(自治会町内会、担当者向け)		AINET「予防のトビラ」
初期消火器具指導マニュアル		
スタンドパイプ式初期消火器具取扱要領		
市民のための火災消火要領		
初期消火器具の道路占用ガイド		
初期消火器具整備費補助金交付要綱		
申請書等の様式		

Ⅲ 事務処理編

報告要領

① AINET「予防のトビラ」を選択

横浜救助 救助業務支援コース	🔗 ⓘ
救急活動支援コース	ⓘ
機関員スキルアップ&機関員養成	👤 🔗 ⓘ
司令課コース	👤 🔗 ⓘ
リンちゃんと鮎リンちゃんのデジタル無線教室	👤 ⓘ
新型コロナウイルス感染症対策業務支援コース	👤 ⓘ
▼ 予防	
予防のトビラ	🔗 ⓘ
査察コース	🔗 ⓘ
防災センターの部屋	👤 🔗 ⓘ
【危険物】危険物保安メニュー（事故ゼロへのロード）	👤 🔗 ⓘ
▼ 人事・厚生	
育児休業支援ツール「育児のトビラ」	👤 🔗 ⓘ
受動喫煙対策	👤 ⓘ

② 「報告」を選択

各種報告関係

各種報告をするページです

📄 報告

初期消火器具関係

📄 初期消火器具整備補助事業補助金交付の手引き（自治会町内会用） 1.7MB

📄 初期消火器具整備費補助事業補助金交付の手引き（担当者用） 1.7MB

📄 初期消火器具指導マニュアル

📄 スタンドパイプ式初期消火器具取扱要領

📄 市民のための火災消火要領

📄 初期消火器具の道路占用ガイド 797.6KB

市民への提供は不可です。

📄 申請書様式等

📄 初期消火器具整備費補助金交付要綱 316.7KB

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

Ⅲ 事務処理編

③ 「報告」を選択

報告

下記から各事業の報告をお願い致します。

報告

一覧表示

個別表示

検索

エントリを追加する

エクスポート

テンプレート

フィールド

プリセット

1ページあたりのエントリ数

10

検索

検索

並べ替え

追加日時

昇順

☐ 高度な検索

設定を保存して検索する

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

Ⅲ 事務処理編

④ 所属名、報告物の種類、報告対象期間をタブから選択し、報告様式をドラック&ドロップ

報告

一覧表示 個別表示 検索 エントリを追加する エクスポート テンプレート フィールド プリセット

新しいエントリ

① 所属名: * 選択 ...

② 報告物の種類: * 選択 ...

③ 報告対象期間: * 選択 ...

報告様式: *

新しいファイルの最大サイズ: 2MB / 最大添付: 1

ファイル

④

あなたはファイルをここにドラッグ&ドロップして追加できます。

⑤ 保存して表示する 保存して次を追加する

- ① 所属名: 所属を選択
- ② 報告物の種類
 - 子どもの防火・防災普及啓発事業四半期報告
 - 住宅用火災警報器普及啓発報告書
 - よこはま防災e-パーク広報及び活用実績報告書
 - 初期消火器具取扱訓練実施結果報告書
 - 補助を受けた自治会町内会の初期消火器具取扱訓練実施結果報告書
 - 初期消火器具整備状況記録表
 - 地域訓練記録台帳
 - 高齢者安全対策事業
 - 家庭防災員研修・自主活動状況
- ③ 報告対象期間: 報告期間を選択
- ④ 報告様式: 様式をドラック&ドロップ
- ⑤ 最後に保存して表示するをクリック

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

Ⅲ 事務処理編

- ⑤ 「保存して表示する」をクリックすると、一覧に表示され、報告が完了します。
報告者しか削除できません。

報告

下記から各事業の報告をお願い致します。

報告

一覧表示 個別表示 検索 エントリを追加する エクスポート テンプレート フィールド プリセット

1ページあたりのエントリ数 10 検索 並び替え 追加日時 昇順 ☐ 高度な検索 設定を保存して検索する

	所属名	報告物の種類	報告対象期間	報告様式	
🔍 ☆	鶴見消防署	子どもの防火・防災普及啓発事業実績管理簿	第一四半期	 子どもの防火・防災普及啓発事業実績管理簿.xlsx	予防課 小松 享平 2024年 03月 26日(火曜日) 14:52 追加 2024年 03月 26日(火曜日) 14:52 修正

すべてを選択する

すべての選択を解除する

選択したものを削除する

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER
YOKOHAMA